

伊勢市公共下水道工事共通仕様書

令和 8 年 6 月（改訂）

伊勢市

第1章 共通編

- 1-1 適用
- 1-2 監督員による検査及び立会い等
- 1-3 支援技術者
- 1-4 完成図書の作成
- 1-5 施工管理
- 1-6 安全管理
- 1-7 沈下測量
- 1-8 地下埋設物
- 1-9 水質汚濁防止
- 1-10 地域住民への周知
- 1-11 基準点等
- 1-12 土砂運搬等車両について
- 1-13 他人の土地の立入について
- 1-14 時間的制約を受ける工事について

第2章 管きょ工

- 2-1 管布設
- 2-2 可とう継手
- 2-3 埋設標識テープ
- 2-4 圧送管
- 2-5 砂基礎
- 2-6 止水プラグの設置撤去
- 2-7 自在曲管

第3章 マンホール工

- 3-1 材料
- 3-2 マンホール蓋の使用種別
- 3-3 組立マンホール
- 3-4 副管工
- 3-5 小型マンホール工

第4章 取付管及びます工

- 4-1 材料
- 4-2 公共汚水ます
- 4-3 公共汚水ます設置申請に伴う位置確認等
- 4-4 取付管布設
- 4-5 埋設標識テープ
- 4-6 宅地内の復旧
- 4-7 公共汚水ます等設置票

第5章 付帯工

5-1 舗装復旧

5-2 試掘工

第6章 工事損害補償等

6-1 一般事項

6-2 事前調査

6-3 成果品

6-4 井戸調査

第7章 その他

7-1 検査

7-2 見積参考資料

7-3 積算条件について

7-4 任意となる項目

第1章 共通編

1-1 適用

1. 本仕様書は、伊勢市（以下「発注者」という）が発注する公共下水道工事に適用する。また、本仕様書に記載の内容以外のものについては、「三重県公共工事共通仕様書」（以下「共仕」という）によるものとする。なお、「共仕」の「三重県」は「伊勢市」と読みかえるものとする。
2. 契約図書及び特記仕様書に記載された事項は、それを優先する。
3. 数量等の取りまとめは国土交通省制定の「土木工事数量算出要領」に基づき行うものとする。
4. 構造図については「伊勢市公共下水道工事標準構造図集（污水）」を適用するものとする。ただし、設計図書に図面がある場合は、それを優先する。
5. 本仕様書により難しい場合は、別途監督員と協議を行わなければならない。

1-2 監督員による検査及び立会い等

1. 受注者は、監督員による検査及び立会い等を必要とするものについて「共仕」第1編3-1-1-6によるものの他、表1のとおりとし、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督員に提出しなければならない。

表1

種別	細別	確認時期	確認事項	確認の程度	備考
管基礎工	砂基礎	埋戻前	幅	1回/200m	
補助地盤改良工	薬液注入	注入完了時	効果確認	注入箇所毎	色素判別法による

2. 受注者は、表1以外において監督員が必要とした場合は、検査（確認を含む）及び立会い等を行わなければならない。

1-3 支援技術者

受注者は、建設コンサルタント等に委託した支援技術者の配置が指示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する支援技術員については、特記仕様書に定めがない場合、監督員から通知するものとする。

- (1) 受注者は、支援技術者が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 支援技術者は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

1-4 完成図書の作成

1. 受注者は、完成図書については、表2のとおり作成しなければならない。

表2

種別	規格	部数	適用	備考
完成図	A 3	1	電子データとも	CALS 様式 A
共仕 3-1-1-15 に示す図書	A 4	1		
公共汚水ます設置票	A 4	1	電子データとも	CALS 様式 B

2. 受注者は、工事写真の原本を電子媒体で提出し、「デジタル工事写真電子納品 ツリー図」(別紙1)に準じてCD-ROM等に保存し、監督員の確認を受けなければならない。

1-5 施工管理

受注者は、施工管理について「共仕」「品質管理基準及び規格値」の必須項目のほか、表3のとおり試験を行わなければならない。なお、試験費用については受注者負担とする。

表3

工種	種別	試験項目	適用
管路土工	材料	締固めた土のコーン指数試験	当初及び土質の変化時に実施
		地盤材料の工学的分類	
		土の含水比試験	
		土の粒度試験	
		土の液性限界・塑性限界試験	
	施工	現場密度試験	指定路線については、「耐震指針」に基づき締固め度は90%以上とし、試験は延長100m毎に管理することとし、位置及び頻度は次のとおりとする。 ・試験位置 埋戻深の1/2程度の位置とする。 ・試験頻度 1回(3試料)以上 また、資料採取位置については、測定位置付近で縦断方向に3試料を測定することとする。その他は「共仕」のとおり

1－6 安全管理

1. 受注者は、常に天気予報などに注意を払い、災害等が予見される場合には、防災体制及び臨機措置を速やかに取り、工事現場を見回り災害等の防止に努めるとともに現場状況を監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、管きょ、マンホール、立坑内等に立ち入る場合は、有資格者を配置し酸素濃度、一酸化炭素濃度、可燃性ガス濃度及び硫化水素濃度の測定・換気等の酸素欠乏症等防止措置を行わなければならない。
3. 受注者は、供用する管路内で作業を行う場合は、急増水、流水圧等による流され防止措置を行わなければならない。

1－7 沈下測量

1. 受注者は、工事期間中の沈下測量を次のとおり実施し、その結果を速やかに監督員に報告しなければならない。

範囲：推進路線上（地上）	測定方法：水準測量による
測定位置及び間隔：20mごと及び地下埋設物管理者との協議箇所	
測定頻度：掘進前	：1回
掘進中	：毎日
掘進完了後1ヵ月間	：毎日
掘進完了後1ヶ月後から2ヶ月間	：週1回
掘進完了後3ヶ月後から3ヶ月間	：月1回

2. 受注者は、上記以外にも地下埋設物管理者より指示があった場合には、それに従わなければならない。

1－8 地下埋設物及び架空線

受注者は、各地下埋設物及び架空線の管理者と必ず事前協議及び立会を行い、事前協議の指示事項及び立会時の指示事項を厳守し施工しなければならない。また、協議結果は監督員に報告しなければならない。

1－9 水質汚濁防止

受注者は、施工箇所における水質汚濁の抑制に努めなければならない。また、水質汚濁防止対策が別途必要となる場合は、監督員と協議しなければならない。

1－10 地域住民への周知

受注者は、市の主催する工事説明会等に協力するとともに、工事期間中を通して工事内容を地元住民及び通行人等関係者に施工内容、工程等を説明し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な処置を講じなければならない。また、工事の標示については、道路工事現場における標示施設等の設置基準によらなければならない。

1-11 基準点等

受注者は、工事に伴い基準点又は街区基準点等に近接して作業を行う場合は、監督員に報告しなければならない。また、工事の支障となり撤去復旧を行う場合、「公共測量作業規定」に基づかなければならない。

1-12 土砂運搬等車両について

受注者は、工事期間中を通して土砂、アスファルト合材等の運搬に使用するダンプトラック及び生コンクリートの運搬に使用するアジテータ車等の車両は、以下に示す表示板を作成し車両前後で安全に支障がない場所へ掲示して運行しなければならない。ただし、当該工事以外で使用する場合は、これを取り外さなければならない。

市下水〇〇	車両の前面及び側面に貼り付け 番号は監督員が指示する
-------	-------------------------------

1-13 他人の土地の立入について

受注者は、下水道法第 32 条に基づき調査、測量又は工事に伴い他人の土地に立入る場合は、あらかじめ身分証明書の交付を受けなければならない。

1-14 時間的制約を受ける工事について

受注者は、時間的制約を受ける工事を行う場合は、作業日報を提出し、報告しなければならない。詳細については、監督員と協議をすること。

第 2 章 管きょ工

2-1 管布設

1. 受注者は、管布設時の仮固定材については、基礎材を十分に締め固めた後、撤去しなければならない。
2. 受注者は、管きょ及びマンホールのせん孔、切断する場合には原則として専用の工具を用いなければならない。

2-2 可とう継手


1. 受注者は、可とう継手に使用する材料については、耐震レベル 2 対応型のものとし、施工前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

2. 受注者は、結束バンドを締め付ける場合は、メーカー規定の方法で締め付けなければならない。
3. 受注者は、管口の変形を起こさないよう慎重に施工しなければならない。

2-3 埋設標識テープ

1. 受注者は、工事に使用する材料については「共仕」第12編12-1-3-4(14)(埋設標識テープ)と同等以上の品質を有するものでなければならない。
2. 受注者は、埋設標識テープの表示文字を表4のとおりしなければならない。
3. 受注者は、監督員が指示する場合を除き管天50cmまで埋戻し、十分転圧を行った後土砂を平坦に敷均し、テープを管のほぼ中心線に沿って、マンホールからマンホールまで切れ目なく敷設し、テープが乱れないよう埋戻しを行わなければならない。

表4

種別	文字色	記載内容
下水道	白	 伊勢市下水道管あり注意(6cm×6cm) 伊勢市の立会いを求めてください(3cm×3cm)

2-4 圧送管

1. 受注者は、圧送管路の配管をする場合は、凹凸を少なくなるように施工し、曲り部には、離脱防止金具等を設置し、抜け防止構造としなければならない。
2. 受注者は、圧送管を布設後、管路の水圧試験を行わなければならない。試験方法は、水道指針に準拠しなければならない。

2-5 砂基礎

受注者は、土留材引抜き後、砂基礎の充填を行い充分締固めなければならない。また、土留材引抜き後の基礎厚を設計どおり確保しなければならない。

2-6 止水プラグの設置撤去

1. 受注者は、管きょに止水プラグを設置又は撤去をする場合は、監督員と協議を行い設置又は撤去位置、個数のわかる図面及び写真を監督員に提出しなければならない。また、使用する止水プラグには、設置者がわかるものを付けなければならない。
2. 受注者は、止水プラグを設置する位置については、原則としてマンホール内の上流側管口としなければならない。

2-7 自在曲管

受注者は、管きょに自在曲管を使用する場合は、設置位置や現況状況がわかる曲管調書を監督員に提出しなければならない。

第3章 マンホール工

3-1 材料

受注者は、工事に使用する材料については「共仕」第12編12-1-8-2によるものの他、表5のとおりとし、伊勢市型下水道用マンホール蓋仕様書により認定されたものとする。

表5

場所	名称	規格	デザイン
旧伊勢市内	鋳鉄製 マンホール蓋	標準蓋φ600 T-25/T-14 親子蓋φ600-900 T25/T-14 小口径蓋φ300 T-25/T-14 防護蓋φ300 T-25/T-14	オカゲマイリ
旧小俣町内			桜
旧二見町内			夫婦岩
旧御園村内			(み)

※スリップ防止型蓋のデザインについては、このとおりではない。

3-2 マンホール蓋の使用種別

1. 受注者は、使用するマンホール蓋については、設計図書の縦断図に示す種別を使用し施工しなければならない。
2. 受注者は、図面に示すもの以外に特別な対策を講じなければならない場合は、監督員と協議しなければならない。

3-3 組立マンホール

1. 受注者は、調整モルタルを施工する場合は、無収縮モルタルを使用しなければならない。
2. 受注者は、マンホール蓋の設置をする場合は、専用の調整金具を使用しなければならない。
3. 受注者は、マンホールの深さが2.0m以上のマンホール（小型マンホールを除く）については、転落防止梯子を設置しなければならない。

3-4 副管工

1. 受注者は、副管の構造を可とう性のあるもので施工しなければならない。
2. 受注者は、内副管で使用する振止め固定バンドの間隔を1mとし、落差が1m以下については、1箇所以上で固定しなければならない。

3-5 小型マンホール工

1. 受注者は、調整モルタルを施工する場合は、無収縮モルタルを使用しなければならない。
2. 受注者は、マンホール蓋の設置をする場合は、専用の調整金具を使用しなければならない。

第4章 取付管及びます工

4-1 材料

受注者は、取付管に使用する材料については「共仕」第12編12-1-10-2によるもの
他、表6の品質を有するものでなければならない。

表6

名称	規格	備考
支管	レベル2対応型	

4-2 公共汚水ます

1. 受注者は、公共汚水ます（以下「ます」）を設置する場合は、「伊勢市公共汚水ます等設置要綱」によらなければならない。
2. 受注者は、ます蓋を設置する場合は、原則として灰色系の塩ビ製蓋（市章入り鎖付き）とし、蓋の耐荷重はT-2とする。ただし、大型車両の通行が予想される場合は、監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、傾斜地にますを設置する場合は、傾斜対応型の蓋を使用しなければならない。
4. 受注者は、ますの立ち上がり部には、継手を設けてはならない。
5. 受注者は、ます深さを決定する場合は、市が提供するます算出根拠資料のほか、土地及び家屋の形状を測量し決定しなければならない。また、宅内配管の勾配は2%で計算し、適切な深さのますを決定しなければならない。ただし、ますの深さが本管の深さに影響を与える場合には、監督員と協議しなければならない。

4-3 公共汚水ます設置申請に伴う位置確認等

1. 受注者は、ますの設置対象となる箇所については、原則として工事路線の沿道にあたる家屋等とし、監督員と事前に協議を行い確認しなければならない。
2. 受注者は、設置位置確認に必要となる「公共汚水ます等設置申請書」（以下「申請書」という。）の原本を発注者より借用するものとし、汚損、紛失等のないよう厳重に管理し、工事完成時に必ず返却しなければならない。
3. 受注者は、未提出の申請書について、身分証明書を携帯し各戸を訪問、回収しなければならない。また、回収した申請書は、速やかに監督員に提出しなければならない。

4. 受注者は、申請書において市の案に同意した場合であっても、施工前に設置位置の確認を申請者に行ってから施工しなければならない。また、施工にあたっては、下水道法 32 条に基づき時期や施工方法等について申請者に十分説明し施工しなければならない。
5. 受注者は、設置位置確認の立会いが完了したら申請書の白地部分に「 月 日、設置位置を確認しました。」と記入し、立会い者に日付と署名をもらわなければならない。
6. 受注者は、申請者から設置位置の相談を受けた場合は、宅内の状況を把握し、設置位置を提案するなど助言を行い対応しなければならない。ただし、受注者が伊勢市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という）でない場合は、指定工事店に助言等の対応を依頼しなければならない。
7. 受注者は、現場内に居住していない申請者については、監督員と協議し対応しなければならない。
8. 受注者は、まず設置の拒否、まず設置の位置を決定することが困難（2 箇所以上の設置要望を含む）である場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。
9. 受注者は、まずを設置せず管止め施工を行う場合は、監督員と協議しなければならない。また、施工後、管止めの位置（境界や側溝からの位置）がわかる図面及び写真を監督員に提出しなければならない。
10. 受注者は、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益の侵害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の条例を遵守しなければならない。また、業務が完了した時点で、借用した全ての資料は発注者に返却し、写し等は残してはならない。

4 - 4 取付管布設

1. 受注者は、取付管の道路部における最小土被りを 70cm 以上としなければならない。
2. 受注者は、支管取付位置を管頂 120° の間に取り付けなければならない。
3. 受注者は、支管φ 150mm 以下の場合、穿孔間隔を 70cm 以上としなければならない。

4 - 5 埋設標識テープ

1. 受注者は、工事に使用する材料については「共仕」第 12 編 12-1-3-4 (14) (埋設標識テープ) と同等以上の品質を有するものでなければならない。
2. 受注者は、取付管の埋戻しについて、設計図書に基づき管の上部に埋設標識テープを布設しなければならない。
3. 受注者は、監督員が指示する場合を除き管天 30 cm まで埋戻し、十分転圧を行った後土砂を平坦に敷均し、テープを管のほぼ中心線に沿って、支管上部から公共汚水ますまで切れ目なく敷設し、テープが乱れないよう埋戻しを行わなければならない。
4. 埋設標識テープの寸法及び生地色は「共仕」のとおりとする。
5. 埋設標識テープの表示文字は「第 2 章管きょ工 表 4」のとおりとする。

4－6 宅地内の復旧

受注者は、取付管及びます設置後、宅地内を原形どおり復旧しなければならない。ただし、これにより難い場合には、監督員と協議するものとする。

4－7 公共汚水ます等設置票

受注者は、工事完了時に公共汚水ます等設置票を監督員に提出しなければならない。なお、設置票は普通紙へ印刷するものとし、合わせて電子データも提出しなければならない。

第5章 付帯工

5－1 舗装復旧

1. 受注者は、舗装を撤去した箇所については、設計図書の条件明示に従い復旧しなければならない。
2. 受注者は、区画線を撤去した箇所については、即日仮復旧しなければならない。
3. 受注者は、市道における舗装本復旧については、舗装構成を伊勢市道路の構造の技術的基準を定める条例に基づき復旧しなければならない。また、その他の道路については、道路管理者の指示により復旧しなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督員に報告し、道路管理者と協議しなければならない。

5－2 試掘工

1. 受注者は、試掘の着手にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。また、着手前に各地下埋設物管理者と協議を行わなければならない。
2. 受注者は、試掘について各地下埋設物管理者の立会い及び指示に従って速やかに施工しなければならない。
3. 受注者は、埋設物を露出した場合は直ちに監督員に連絡し、埋設位置がわかるように図面の作成及び写真撮影しなければならない。また、地下埋設物の種類・材質・位置・深さ及び構造等それらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

第6章 工事損害補償等

6－1 一般事項

1. 工事損害補償とは、契約書の条項第28条（第三者に及ぼした損害）に規定する、工事に起因して第三者に及ぼした損害の補償をいう。

2. 受注者は、施工にあたり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため、最善の努力を払い、適切な処置を講じなければならない。
3. 受注者は、第三者に及ぼした被害に関する補償事務の処理にあたって、伊勢市上下水道部が作成した「下水道事業に係る補償マニュアル」に沿って、公正かつ迅速な処理に努めなければならない。
4. 受注者は、住民の理解と協力を得るよう努め、連絡上の利便を図るため、「下水道施工前の家屋調査の実施について（お願い）」等の文書を事前調査の対象となったすべての世帯に必ず配布し、調査内容について説明を行わなければならない。なお、文書は配布前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-2 事前調査

1. 受注者は、家屋調査を委託する調査会社が決定したときは、速やかに「家屋調査を委託する調査会社届」を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、「家屋調査を委託する調査会社届」を提出した後、調査の実施計画書を作成し、監督員と事前調査の打合せを行わなければならない。
3. 受注者は、工事の規模、工法及び付近の地盤等を勘案して事前調査の範囲を定め、監督員の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、施工にあたり、「三重県業務委託共通仕様書（工損調査共通仕様書）」及び下水道法第32条に基づき、事前調査を行わなければならない。また、調査担当者は身分証明書、腕章を着用しなければならない。
5. 受注者は、事前調査完了後直ちに所定の様式により報告書を作成し、監督員に提出するとともに、施工にあたって被害の防止等、特別に注意する必要がある物件については、監督員に報告しなければならない。

6-3 成果品

1. 成果品は正1部（原本・原紙・原図）、電子データ（CD-R）1部を提出するものとする。
2. 電子データの提出にあたっては、「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル（案）」を準拠するものとする。
3. 工損調査における写真撮影は、カラーフィルムに加え、改ざん防止メディア対応デジタルカメラ及び改ざん防止メディアを使用することができる。

6-4 井戸調査

施工箇所周辺の井戸について、施工前に聞き取り調査を行い、井戸があった場合には表7のとおり水質試験を実施し、その結果を監督員に提出しなければならない。

表7

試験項目	
一般細菌	味
大腸菌	臭気
亜硝酸態窒素	色度
硝酸態窒素及び亜硝酸態性窒素	濁度
塩化物イオン	鉄及びその化合物
有機物（過マンガン酸カリウム消費量）	マンガン及びその化合物
pH 値	塩分濃度

第7章 その他

7-1 検査

1. 受注者は、工事完了までに発注者が別途委託する管内 TV 調査による検査を受けなければならない。また、管内 TV 調査を担当する受注者等については、監督員から指示するものとし、受注者は管内 TV 調査の実施に協力しなければならない。
2. 受注者は、検査により不良箇所が発見された場合、その原因と対策を報告し、指示があった場合には速やかに手直しをしなければならない。
3. 受注者は、管内 TV 調査の施工前までに、管内の洗浄を行わなければならない。
4. 管内 TV 調査の判定基準は、別紙 2 のとおりとする。

7-2 見積参考資料

1. 見積参考資料については、「共仕」第1編 1-1-1-2 (55. 工事費積算参考資料) によるものとし、記載内容に関する事項は質問することができない。
2. 設計図書にある「施工単価表、運転単価表、単価表」は、見積参考資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。したがって請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は施工条件及び地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとし、記載内容に関する事項は質問することができない。

7-3 積算条件について

設計図書の特記仕様書に示す積算条件は、参考資料であり受注者を拘束するものではない。したがって契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとし、記載内容に関する事項は質問することができない。

7-4 任意となる項目

設計図書にある下記の項目は、特記仕様書に定めがない場合任意とし、契約上の拘束力を生じるものではない。受注者は、施工条件及び地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。

任意とする項目

種別 (レベル3)	細別 (レベル4)
管路土工	以下の全てのレベル4項目
管路土留工	
埋設物防護工	
管路路面覆工	
補助地盤改良工	
開削水替工	
地下水位低下工	
各小口径推進	発生土処理
仮設備工 (小口径)	以下の全てのレベル4項目
送・排泥設備工	
泥水処理設備工	
推進水替工	

種別 (レベル3)	細別 (レベル4)
土留工	以下の全てのレベル4項目
ライナープレート式土留工及び土工	
鋼製ケーシング式土留工及び土工	
管路路面覆工	
立坑設備工	
立坑水替工	

工事 着手前及び完成写真

施工状況写真 (ツリーは以下のとおりとし、LEVEL2 毎にまとめる)

管きょ工 (〇〇mm)	管路土工 (開削)	管路掘削	路線毎 (管路土留工を含める)
		管路埋戻	路線毎 (管路土留工を含める)
		発生土処理	工事毎
		埋戻土運搬	路線毎
		管布設工 (開削)	硬質塩化ビニル管 (VU)
		硬質塩化ビニル管 (VP)	路線毎 (管基礎工を含める)
		:	
	埋設物防護工	埋設物防護 (水道)	路線毎
		埋設物防護 (ガス)	路線毎
		埋設物防護 (NTT)	路線毎
	:		
開削水替工	開削水替	路線毎	
地下水位低下工	ウェルポイント	路線毎	
	:		

マンホール工	組立マンホール工	組立 0 マンホール	路線毎
		:	
	小型マンホール工	小型マンホール (Co 製)	路線毎
		:	

取付管及びます工	管路土工 (開削)	管路掘削	路線毎
		:	
	ます設置工	ます (塩ビ製)	路線毎
	取付管布設工	取付管 (塩ビ製)	路線毎
		:	

付帯工	舗装版撤去工	舗装版切断	路線毎
		:	
	舗装版復旧工	不陸整正	路線毎
		:	
	舗装版仮復旧工	舗装仮復旧	路線毎
		:	
	区画線工	溶融式区画線	路線毎
		:	

管きょ工 (小口径推進 管径〇〇mm)	小口径泥水推進工	推進用鉄筋コンクリート管	スパン毎
		発生土処理	スパン毎
	立坑内管布設工	鉄筋コンクリート管	スパン毎
		:	
	仮設備工 (小口径)	コンクリート基礎	スパン毎
		坑口 (小口径)	スパン毎
		立坑基礎	スパン毎
		鏡切り	スパン毎
		推進設備等設置撤去	スパン毎
		支圧壁	スパン毎
	中込め注入設備工	スパン毎	
	送・排泥設備工	送・排泥設備 (小口径泥水)	スパン毎
泥水処理設備工	泥水処理設備 (小口径泥水)	スパン毎	
推進水替工	推進用水替	スパン毎	
補助地盤改良工	薬液注入	スパン毎	
	:	以下開削工に準ずる。	

立坑工 (No. 〇〇)	管路土工	管路掘削	立坑毎
		:	
	土留工	溝掘り	立坑毎
		仮設鋼矢板	立坑毎
		切梁・腹起し	立坑毎
		:	
	ライナープレート 式土留工及び土工	ガイドコンクリート	立坑毎
		ライナープレート掘削土留	立坑毎
		ライナープレート埋戻	立坑毎
		ライナープレート支保	立坑毎
		ライナープレート存置	立坑毎
	鋼製ケーシング式 土留工及び土工	鋼製ケーシング圧入掘削	立坑毎
		底盤コンクリート	立坑毎
		圧入掘削設備	立坑毎
		鋼製ケーシング存置	立坑毎
		立坑排水	立坑毎
		排水運搬処理	立坑毎
		円形覆工板	立坑毎
管路路面覆工	覆工	立坑毎	
	:	以下開削工に準ずる。	

判 定 基 準 (新設下水道管用)

異常内容	A	B	C
破 損	欠落・陥没	全体に亀裂	—
クラック	幅 1 mm以上	幅 1 mm未満	—
継目ずれ (ヒューム管)	脱却	10 mm以上	10 mm未満
継目ずれ (陶管)	脱却	10 mm以上	10 mm未満
継目ずれ (塩ビ管)	脱却	10 mm以上	10 mm未満
パッキンずれ	円周の 1/3 以上 はみ出し	円周の 1/3 未満 はみ出し	—
たるみ	内径以上	内径の 1/5 以上	内径の 1/5 未満
土砂 モルタル付着	内径の 1 割以上 管路下部への付着	内径の 1 割未満	—
侵入水	流れている	にじんでいる	—
変 形	内径の 1/10 以上	内径の 1/20 以上	内径の 1/20 未満
取付管の突出し	本管内径の 1/10 以上	本管内径の 1/10 未満	—
取付管の接合不良	接続部の開き 10 mm以上～脱落	接続部の開き 10 mm未満	—
腐 食	鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
樹木根侵入	内径の 1/10 以 上閉塞	内径の 1/10 未満 閉塞	—
油脂の付着	内径の 1/10 以上 閉塞	内径の 1/10 未満 閉塞	—

※この判定基準は、新設の管きよに適用する。

※B ランク以上は、手直しの対象とする。また、異常がない場合は、判定基準の対象外とする。